

北九州情報サービス産業振興協会規約

【第1章】 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北九州情報サービス産業振興協会
Kitakyushu Information Service Industry Promotion Association（略称「KIP」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、情報関連技術の調査研究及び開発促進並びに情報サービス産業発展のための社会的、経済的環境の整備を通じ、地域の情報サービス産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 情報サービス産業の振興に関する情報収集及び調査研究
- (2) 人材の育成及び確保に関する活動
- (3) 情報サービス産業の振興に関する行政施策との連携
- (4) 会員相互及び市内外諸団体との交流
- (5) 情報関連技術の開発及び利用の促進
- (6) その他地域の情報サービス産業発展のための環境整備に関する事業

【第2章】 会 員

(種 別)

第4条 本会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 北九州市及びその周辺市町村に本社または、事業所等を置いている情報サービス産業関係企業
- (2) 準会員 本会の事業に協力する、北九州市及びその周辺市町村に事業所等を有しない企業等
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、若しくはその事業に協力しようとする、大学(大学、専門学校、工業高等専門学校、職業能力開発大学校等)、行政機関(国、都道府県、市町村)、商工会議所、及び個人等

(入 会)

第5条 本会の会員として参加しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届け出なければならない。

- 2 企業が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

【第3章】 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 2名以上3名以内
- (2) 理事 6名以上15名以内
- (3) 監事 1名

(選 任)

第8条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選によって選任する。

(職 務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計監査を行う。

(任 期)

第10条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、任期内に退任した役員を引き継いだ役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

【第4章】 会 議

(種 別)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(構 成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(権 能)

第13条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議した事項の執行に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 14 条 総会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第 15 条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第 16 条 総会及び理事会の議長は、会長があたるものとする。

(定足数)

第 17 条 総会及び理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 18 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第 19 条 本会は、理事会の議決を経て、事業を円滑に進めるため委員会を置くことができる。

【第 5 章】 会計及び会費等

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第 22 条 会費は、以下に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

(1) 入会金 2 万円

(2) 年会費 3 万円

2 大学及び高等専門学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号に定められたもの、その他の法令や省令の定めるところにより設置されたもの）、行政機関並びに会長が認める公的団体は入会金及び年会費を免除する。

3 起業後 5 年に満たない新規入会者については、入会金を免除したうえで、入会から 5 年間は、年会費を 1 万円に減額する。

4 従業員が 10 名に満たない会員は、申告により年会費を 1 万円に減額することができる。

(会費の納入時期)

第 23 条 年会費は、毎年度初めに納入しなければならない。ただし、新規入会者については、入会時に入会金及び当該年度の年会費を納入しなければならない。

(返還請求権の放棄)

第 24 条 本会の退会者は、既納の会費の返還を求めることができない。

(帳簿)

第 25 条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会議録
- (2) 規約、役員名簿、会員名簿
- (3) 会費納付簿
- (4) 金銭出納簿
- (5) その他関係書類

【第 6 章】 規約の変更

第 26 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

【第 7 章】 雑 則

(事務局)

第 27 条 本会の事務局は、公益財団法人 北九州産業学術推進機構内に置く。

(実施細則)

第 28 条 この規約の執行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

【付 則】

- 1 この規約は、平成元年 5 月 22 日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 20 条の規定にかかわらず、設立総会のあつた日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

【付 則】

この規約は、平成 7 年 6 月 28 日から施行する。

平成 14 年 6 月 12 日改訂

平成 16 年 11 月 26 日改訂

平成 24 年 6 月 8 日改訂

平成 27 年 6 月 15 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和 元年 7 月 1 日改訂

令和 3 年 11 月 30 日改訂

令和 5 年 5 月 26 日改訂

令和 5 年 7 月 3 日改訂

令和 6 年 6 月 3 日改訂